

厚 生 委 員 会

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 (火)

厚生委員会

日 時 平成25年 12月10日 (火) 午前10時00分開会—午前11時36分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 出口委員長、中原副委員長、川端、豊国、辻下、反保
田島議長、道工副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 竹原、竹内、奥野

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、
古橋しあわせ創造部長、白井総務部長兼財政改革部長、
村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、
串山しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長、
岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長、
萬谷しあわせ創造部副理事（健康ふれあいセンター所長）、
波戸元しあわせ創造部住民生活課長、
松井しあわせ創造部保険年金課長、
池下しあわせ創造部高齢福祉課長、
松原しあわせ創造部子育て支援センター所長、
門前保健センター所長、
四至本財政改革部理事兼行革推進課長、
岩田しあわせ創造部地域福祉課主幹、
貴治しあわせ創造部高齢福祉課係長、

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

出口委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は6名、全員出席です。

欠席者はゼロです。

欠員が1名でございます。

理事者については、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いいたします。

理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。
よろしくをお願いいたします。

12月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、質疑についての理事者の答弁は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第76号「平成25年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

串山しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 平成25年度岬町一般会計補正予算（第3次）のうち、厚生委員会に付託されました案件について説明させていただきます。

委員会資料の1ページをご参照ください。

まず、歳入です。

14、国庫支出金、1、国庫負担金、社会福祉費負担金としまして、579万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、各種給付費の増加に伴う、障害者自立支援給付費負担金です。歳出の障害福祉サービス費に充当いたします。補助率は2分の1です。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 続きまして、児童福祉負担金として45万8,000円の増額補正でございます。

内容としましては、歳出の行政区域外保育実施委託料に充当いたします、国庫負担金を

歳入するものでございます。補助率は2分の1です。

串山しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 2、国庫補助金、社会福祉費補助金としまして、81万7,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、移動支援等給付費の増加に伴う、地域生活支援事業費に充当いたします。補助率は2分の1です。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 続きまして、老人福祉費補助金、認知症地域支援推進員等設置事業補助金としまして、85万5,000円の増額補正でございます。

歳出の認知症地域支援事業に充当いたします。補助率は10分の10です。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

串山しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 15、府支出金、1、府負担金、社会福祉費負担金としまして、289万5,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、国庫負担金と同様、各種給付費の増加に伴う、障害者自立支援給付費負担金で、障害福祉サービス費に充当いたします。補助率は4分の1です。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金として、22万9,000円の増額補正でございます。

内容としましては、先ほどの国庫支出金と同じで、歳出の行政区域外保育実施委託料に充当いたします、府負担金でございます。補助率は4分の1です。

串山しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 2、府補助金、社会福祉費補助金としまして、39万7,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、移動支援等給付費の増加に伴う地域生活支援事業に充当いたします。補助率は4分の1です。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 続きまして、児童福祉費補助金として、1,094万1,000円の増額補正でございます。

内容としましては、歳出の子ども子育て支援システム導入委託料に充当いたします、府補助金でございます。補助率は10分の10です。

松井しあわせ創造部保険年金課長 資料の2ページをご参照ください。

続きまして、20、諸収入、3、雑入。雑入としまして、後期高齢者医療広域連合負担金、医療費定率分に係る返還金566万1,000円を計上いたしております。これは平成24年度の後期高齢者医療費が確定したことによる清算に伴い、過払い分の返還を受けるものでございます。

以上、当委員会付託分、歳入合計2,804万3,000円の増額補正でございます。
波戸元しあわせ創造部住民生活課長 続きまして、歳出について説明させていただきます。

2、総務費、1、総務管理費、駐輪場管理費で、28万9,000円を補正するものです。

現在、多奈川駅駐輪場内に照明1基を設置しておりますが、非常に暗く、また支柱も老朽化により腐食しております。照明の十分な照度がないため、夜間の自転車の出し入れが非常に危険であり、また防犯上の観点から、駐輪場全体の照度を確保するため、場内のほぼ中心の位置にLEDの照明を設置するものです。

松井しあわせ創造部保険年金課長 続きまして、3、民生費、1、社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金（職員給与費等）としまして、651万円の減額補正でございます。

内容といたしましては、人事異動等に伴います、国民健康保険特別会計で支弁する人件費を調整するものでございます。

串山しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長 続きまして、地域生活支援事業としまして、163万8,000円の増額補正を行うものです。

増額理由といたしましては、障がい者の社会参加を目的に、外出時の支援を行う、移動支援事業給付費が主な内容でございます。当初予算では見込んでいなかった精神障がい者の方、また新たに難病の方が対象に加わったことから、それぞれ1名分の給付費を見込んで計上いたしております。また、身体障がい者及び知的障がい者の方につきましては、それぞれ現在4名の利用実績がございます。下半期の不足分を見込んで計上するものでございます。

また、消耗品費4万6,000円につきましては、障害者虐待防止法が昨年10月1日から施行されております。啓発用パンフレット1,000部を購入しまして、出張相談などで配布し、制度の周知を図りたいと考えております。

次に、障害福祉サービス費としまして、1,158万2,000円の増額補正を行うものでございます。

今回の補正の内容といたしましては、各種給付費の上半期の実績をもとに、利用状況の過不足を考慮しまして、不足が見込まれます3点の給付費について計上いたしております。

まず1点目は、就労を希望する障がい者に対して、必要な知識や能力向上のための訓練を行う就労移行支援給付費で、当初見込みから2名の利用増となっておりますので、その給付費として、396万8,000円を増額するものでございます。

2点目は、療養介護給付費326万2,000円です。これは当初予算では計上していなかったもので、重度心身障害者施設入所中の医療と、常時介護が必要な方の介護部分の給付費1名分でございます。

3点目は、在宅障がい者に対してホームヘルパーを派遣する居宅介護給付費435万2,000円でございます。これは当初見込みより2名の増加があり、現在33名の利用者がございます。下半期の不足分を見込んで計上するものでございます。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 続きます、2、老人福祉費、介護保険特別会計繰出金としまして、1,127万2,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、人事異動等に伴って、介護保険特別会計の補正を実施したことに伴う法定繰出金の減額と、平成26年1月1日から保険料延滞金の率に変更になったことに伴う介護保険事務処理システム改造に伴う事務費の繰出しでございます。

内訳をいたしまして、介護保険特別会計繰出金、職員給与等1,214万7,000円の減額、同繰出金、地域支援包括任意事業2万4,000円の増額、同繰出金、事務費85万1,000円の増額でございます。

続きます、認知症地域支援事業としまして、85万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、平成25年度から国において、認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランが策定されておきまして、本町におきましても、さまざまな認知症施策を推進するため、国の補助金を活用いたしまして、1月から認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置するものでございます。

認知症地域支援推進員の仕事内容でございますが、認知症の人ができる限り住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関、介護サービス事業所や、地域の支援機関につなぐ連携支援や、認知症の人や、その家族を支援する相談業務等を行います。本町では認知症地域支援推進員に社会福祉士を配置して、認知症予防教室の開催や、認知症SOSネットワークの推進、認知症サポーターの養成などを進めるとともに、認知症の早期診断、早期対応、認知症予防の普及啓発など、認知症施策を推進していきます。

内訳といたしまして、臨時職員賃金74万5,000円、社会保険料10万4,000円、労働保険料6,000円でございます。

萬谷しあわせ創造部副理事（健康ふれあいセンター所長） 続きます、8、健康ふれあいセンター費、センター整備費としまして、16万3,000円の減額補正を計上しており、内容

につきましては3点ほどございますので、説明させていただきます。

まず、健康ふれあいセンターの空調、給湯に係る熱源機器、いわゆるチラーにつきましては、経年劣化、故障のため能力低下が進み、今年度から年次計画により、25年から27年の3カ年でございますが、機器更新を予定しており、第1期分としまして、本年9月、メンテナンス休館時に、チラー3台の更新工事を無事終了しております。

今回の補正の1点目は、本年当初予算で行ったチラー更新に伴う入札減で、不用額が発生したため、まず247万7,000円を減額補正するものでございます。

2点目としまして、増額補正としまして、第2期、平成26年度のチラー更新工事に係る設計委託料としまして、48万7,000円を増額補正するものでございます。

理由としまして、今年度の設計委託料と更新工事予算は本年度当初予算で行い、工事に関しましては、業者の選定や入札仕様の作成等、建築課に協力依頼し、結果としまして、今年度は9月のメンテナンス期間中に更新工事を実施することができましたが、チラーは受注ごとに制作するため、2カ月半ほど要し、工事は天候に左右され、当初予算での設計依頼、チラー入札、更新工事を行うには日程的に厳しいことが判明しました。その経験から、26年度の日程的なスケジュールを勘案した結果、第2期チラー更新工事を円滑に進めるため、本体工事分は26年度当初予算に計上する予定でございますが、設計委託料のみ、今回の増額補正を計上したものでございます。

次に、3点目といたしまして、備品購入費でございますが、陶芸用電気窯購入費としまして、182万7,000円を増額補正するものでございます。

これは陶芸室に設置しております電気窯、本体炉内のヒーター線の断線及び耐火れんがのひび割れ等により、7月下旬より使用できない状況となっております。この電気窯は平成8年の建設当時に設置したもので、今まで小修理を行って、これまで実施して使用しておりましたが、さびや変形等により、本体扉の開閉のしづらさや、老朽化に伴い炉内温度上昇不足や熱の放散など、非効率な事態となっていることから、今回は部分改修ではなく、新規に窯を購入する費用として計上しております。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 次ページをご参照願います。

2、児童福祉費、1、児童福祉総務費、子ども子育て支援事業としまして、1,094万1,000円を補正するものでございます。

内容としましては、子ども子育て支援3法に基づき、保育の必要性の認定や、大阪府及び国に対して、支給認定状況の報告や交付金申請をするため、今回新たにシステム導入を

する委託料でございます。

続きまして、2、児童福祉施設費、保育所運営費としまして、91万7,000円を補正するものでございます。

内容としましては、岬町在住の児童が、保護者の勤務状況により、泉佐野市内の保育園に入所するための行政区域外保育実施委託料でございます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 続いて、4、衛生費、2、清掃費、粗大ごみ等処分委託料で、524万2,000円を補正するものです。

お配りをさせていただいております埋め立て処分場の粗大ごみ等の処理についてというタイトルを付した資料に基づいて詳細を説明させていただきたいと思っております。資料をごらんください。

今般、埋め立て処分場の仮置き場において、粗大ごみ等選別及び場外搬出業務を委託していた業者が、本年10月1日、この仮置き場に廃棄物を不法投棄した容疑で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で逮捕されました。この事件を受けまして、平成25年7月6日付でこの委託契約を解除しております。

契約解除後以降につきましても、収集による粗大ごみや、また住民の持ち込みの粗大ごみは継続して受け入れております。現在、仮置き場には契約解除以降に排出された粗大ごみを初め、空き缶、空き瓶、また、この10月から実施しております蛍光灯、陶磁器、金属類、ガラス類などの小型不燃ごみ、また昨年2月に実施した無料一斉収集による不燃ごみなどを仮置きしている状態です。

これらの処分に当たりまして、町といたしましては、契約解除後に住民から排出された粗大、不燃ごみ、空き缶、空き瓶、また10月からの小型不燃ごみ及び昨年2月に一斉収集をした不燃ごみについて、町が適正に処理することとし、その処分にかかる費用について補正予算をお願いするものでございます。なお、これら粗大ごみ等の処分に当たりましては、委託業者において不法投棄された廃棄物及びこの当該契約期間中に搬入された粗大ごみにかかる処分費用は計上いたしておりません。これにつきましては、委託していた業者に処分を求めるべく、大阪府、また弁護士とも協議をしているところでございます。

下の表の説明をさせていただきます。仮置きしている粗大ごみ等の見込み量を記載しております。単位はキログラムでございます。

まず、上段に、6月以前の仮置き量、7月から10月までの搬入された仮置き量、10月末の仮置き量、11月から3月までの排出見込み量。合計といたしまして、本年度の処

理必要量、これらの処分費用に区分しております。

まず、昨年2月の不燃ごみ一斉収集分におきましては、5万9,410キロ。本年度末においても処理必要量は同じ、5万9,410キロでございます。

次に、粗大ごみについては、10月末の仮置き量は3万1,749キロで、11月から3月まで5万3,907キロを見込み、本年度末において8万5,656キロを見込んでおります。

次に、空き缶、空き瓶については、10月末の仮置き量は7万9,080キロ、11月から3月まで9万8,421キロを見込み、本年度末において、17万7,501キロを見込んでおります。

次に、10月から実施分の小型不燃ごみについては、10月末の仮置き量5万270キロ、11月から3月まで2万5,135キロを見込み、本年度末において、7万5,405キロを見込んでおります。

これら、町が処理する粗大ごみ等の本年度末における処理必要量を39万7,972キロと見込んでおり、これにかかる処理費用について、粗大ごみ等の種類に応じて、専門の中間処理業者から見積もりを徴した単価を乗じ、処分費用を807万6,418円と見込んでおります。なお、処分費用につきましては、金属類など、有償となるものもあることから、業者における選別処理作業などに要する経費と、有償分を相殺した後の単価で積算しております。

また、委託していた業者に処分させる粗大ごみ等につきましては、不法投棄による廃棄物17万6,000キロ。契約期間中の粗大ごみ4万3,430キロ、合計21万9,430キロと見込んでおります。これらを合計した、61万7,402キロが本年度末に処理が必要となる粗大ごみ等と見込んでおります。

この見込み量に基づき、今般の補正予算におきまして、町が処理する処分費用807万6,418円から、予算残額の283万5,000円を差し引いた、524万2,000円を補正予算として計上させていただいたものでございます。

次に、資料の4ページに戻らせていただきます。

2、埋立処分場費、施設管理費で、152万9,000円を補正するものです。

今般の不法投棄事件を契機として、埋立処分場への管理が厳しく問われております。これにつきまして、まず入退場の管理に当たって、現在、開け閉めが困難となっている入り口ゲートの更新費用として、77万7,000円。また仮置き場に搬入される車両、並び

に積載物を監視するための監視カメラの設置工事費用として、75万2,000円を計上いたしております。

以上、当委員会付託分、計1,504万8,000円を補正するものです。

出口委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑はございませんか。

豊国委員 まず、歳出の3ページに記載されております、多奈川駅前の駐輪場の照明設置工事の件なんですが、現在、1基がついておりまして、照度も暗くなっているし、支柱も腐食しているのでつけかえということで上げているわけですよね。それはそれでしなければいけない仕事だと思います。

今回はそれをやりかえて、中央に設置すると。設置するのは当然、当然といたらおかしいですけど、1基の予定ですか。

それと、もう1つ、町が南海から借りて駐輪場を管理している以上、こういうこともしなければならぬけれども、私、ちょっと以前から気になっていたのは、場内の整理がちょっとなかなか乱雑でできていないなと感じているんですけども。というのは、はみ出た自転車はずうっとあそこのバス停の乗り口、改札口の近くまで外に置いている。置くようになるわけね、中がいっぱいだから。中を見てみると、結局、不良自転車、パンクしているとかいろいろサドルの悪いのとか、乗り捨てしているのがたくさんあるわけですよね。これあたりの整理は、当然町もしなければいけないと思うんですけども。そのフェンスの外に山積みになって、要らん自転車を積んでいるのがあると。ここらあたりの処分と整理のほうはどのように考えられているのか、その辺ちょっとご説明お願いしたいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、照明器具につきましては1基のみでございまして、その広さに見合う、十分照度が確保できると、1基で十分確保できますので、1基を予定しております。

それから、駐輪場の中の自転車の撤去でございますけれども、中が非常に乱雑であるのは、私も現場を見に行きまして確認をしております。まず、外の草刈りをこの前実施をしました。それによって、場内の中の、議員ご指摘の、サドルのないものとか、あるいはパンクしているとかという、不良自転車がたくさんございました。これにつきましては、他の駐輪場の中も含めて、駐輪場全体の放置自転車に絵符をまずつけて、持ち主があるのかどうかという確認をした後、撤去をする予定で現在計画をしております。

豊国委員 大体、それはそういう作業、わかりました。そうすると、絵符をつけて、持ち主がわか

って撤去されるものはいいけれども、されないものもたくさん出てくると思いますが、その処分はどのようにされます。持ち主の判明しないもの、不法投棄されたようなもの。これを場内から出す必要があるわね。そうでないと、場外に置いている自転車を中に入れてやらないといけないし。その作業はどのようにされます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 駐輪場の外にたくさん並べられているんですけども、場内が非常に乱雑になっているために、通勤、通学のために利用される方がそこに多分置かれていくと思うんですけども、それも合わせて、持ち主があるのかなのかというのをまず確認するために絵符をつけて1週間ほど置いておきます。それで何も、ずっとそのままの状態であるものについては、全て町が撤去をして、防犯登録もございますので、防犯登録から調べられるところは調べて所有者に通知をして所有者に返すと。所有者が判明しないものについては、町が引き揚げた後に粗大ごみとして処分をしてしまうという流れでございます。

豊国委員 それは今、多奈川駐輪場になっているけれど、ほかにもたくさんありますよね。淡輪にもあり、みさき公園にもあり、深日にもあり、孝子にもあり。同じような作業をされるということの認識でよろしいね。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 多奈川の駐輪場にかかわらず、淡輪、深日、それから孝子、それぞれの駐輪場について同じような作業をする予定であります。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員の方々。

川端委員 何点かお聞きしたいんですけども、順番にお尋ねしたいと思います。

最初に、行政区域外保育なんですけれども、結局、今現在は岬町でだったら、この行政区域外で保育されている方というのが1人ということなんですか。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 今現在は行政区域外保育委託料で、当初予算で計上しているのが1名でございます。

川端委員 これはやっぱり別にこれを利用したいというのか、お仕事の関係で利用されていると思うんですけども、利用したいという方はどなたでも、もちろん資格はあるやろうけど、その辺の資格というのはどうなっているのか。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 児童福祉法の第56条の6の第1項で、他の自治体と相互に連携し、調整を図るよう規定されておりまして、今回も泉佐野市との協議を経まして、入園の許可をいただいた次第でございます。

川端委員 そういう保護者の方の仕事の関係とか、そういった内容を協議するということなんです

か。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 今、委員が言われましたように、今回のこの件について、保護者が泉佐野市に勤務しており、岬町の保育時間の朝7時半からでは勤務に間に合わない為に、泉佐野市の保育所に入所をお願いする協議をしました。

川端委員 この件はいいです。

次に、粗大ごみと処分委託料の、この524万2,000円のところでお尋ねしたいんですけども、10月からこの不燃ごみが週ごとに内容が変わっていただいている、大変喜んでいるわけなんですけれども、その時点で私が聞いた記憶では、この回収に当たっての費用は、別に、あえてその分の予算は要らないというように、私はそう受けとめたんですね。私の聞き間違いかわからないけれども。ここでその分もって出てきているのは、それは一旦収集して、収集を各町内、収集に当たっては要らないけれども、まとめたときの処分するのに要するというように、それは受けとめたらいいんですかね。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 10月から実施しております不燃ごみの収集費用につきましては、新たな予算計上はいたしておりません。この、今般補正予算に計上させていただいた中身につきましては、あくまでも町が収集したものの処分のみでございまして、

川端委員 それについてはわかるんですけども、あとこの524万2,000円の中身は、平成24年2月に一斉収集したものの処理料も入っている。また、今回はこうした不法投棄の事件を受けて、それがかかわっているというところから、この金額が出てきているということについて、そしたら、なぜその分が当初予算の枠組みの中で入らなかったのかなということが私は理解できないんですね。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 昨年の2月に一斉収集をしたごみの処分でございますが、不燃ごみの無料収集を目的として実施をしたんですけども、そこには大型ごみ、大型の粗大ごみであったり、また、1つのビニール袋の中に瀬戸物、金属類、ガラスというのがごちゃ混ぜになっておりまして、なかなか分別をするのに非常に想定していなかったような事態になったというのも事実でございます。これの処分につきましては、契約の中で行うという予定をしておりましたけれども、こういう収集されたものが非常にごちゃ混ぜの状態というような、想定外の状態になったことから、また、臨時的な一斉収集を行いましたことから、一応、町が処分をするという判断をして、今般、補正予算を計上させていただいたものでございます。

出口委員長 今回の回答でよろしいですか。

川端委員 今回の回答で、多分、私だけじゃなくて、ほかの委員の皆さんもわからへんかったのと違うのかなと思います。

古橋しあわせ創造部長 分けて説明をさせていただきたいと思います。

まず、この資料の一番上にあります、不燃ごみの一斉収集でございます。これは、平成24年2月の29日に実施をしております。これにつきましては、当初、小型の不燃ごみを収集するという目的でやったんですけども、先ほど課長のほうから説明がありましたように、大型の粗大ごみから、小さな瀬戸物まで、いっしょくたにごちゃまぜな状態になって排出をされた。収集についてもそのまま収集して仮置きをしているというような状況でございます。

通常、この選別、場外搬出につきましては、通常に排出されてくる粗大ごみ等についての委託をしているものでございまして、こういう一斉収集で、結果的には予想というか、想定をしていなかったごみが出てきたということから、この部分については、町が処分を行うというものでございます。

それともう1点の、この小計の上に、小型不燃ごみ、これは10月から実施をいたしております。先ほど、議員言われていましたように、毎週、曜日に、しかも品目を区分して収集をしています。これはこの2月の一斉収集の教訓を踏まえてそういう形にさせていただいたんですけども、そのおかげで、このごみの出し方というのか、排出については、大きなトラブルもなく順調に収集されているかなというふうに思っております。

これにつきましては、その教訓を受けて検討して、10月から実施をしたというものでございまして、当初予算の編成時にはこういう方法でやれるというところまで煮詰まっておりますませんでしたので、当初予算にはあえて、あえてというのは申しわけないんですけども、計上はしていなかったというものでございますが、この10月から実施にこぎつけて、順調に収集が開始をされましたので、その部分のごみの処分について、今回補正の願いをしたというものでございます。

川端委員 ことし10月から実施している小型不燃ごみのこういう費用、150万8,100円のところは理解できるんですね。でも、処分料のね、処分料でしょう、これね。収集についてはもうやってくれしているわね。こういうところの集まったところの処分料の150万8,100円については私も理解できるんですけども、それとあと平成24年2月にしたときの、このときにたくさん集まって、そのまま仮置きしていた。これについては、ことしの当初予算でもこの分の処分料は入れていなかったということかなと思うんですが、

たしか、私の記憶違いかわからへんけれども、今回不法投棄で摘発されたこの委託業者にこれもということは言うてなかったのかな。皆さん、記憶ないですか。

出口委員長 その辺、古橋部長のほうから回答を。

古橋しあわせ創造部長 この平成24年2月に実施をいたしております不燃ごみの一斉収集につきましては、今現在、仮置きをされたままでございます。実は、これはいわゆる通常のごみではない、臨時的なごみ、想定しなかったごみというふうに、今、ご答弁申し上げましたけれども、そういうごみでございました。しかしながら、この部分については何とか委託業者の中で処分できないかというような交渉は重ねてまいりましたけれども、先ほども申しましたように、ごちゃまぜになっているということ、それとまた非常に大量なごみであるということがございます。交渉についてはなかなかうまくいっていなかったということでございまして、当初予算に計上がないというご指摘でございますけれども、その部分についてはそういう業者と調整を行っていたというところで、当初予算には計上させていただいていないというものでございまして、町としては、何とかそのごみも含めて分別、選別を行っていただきかけたんですけども、どうしてもごみの出し方の形状であるとか、ごみの量がネックになって、なかなかその調整が進まずにいたということでございます。今回この事件を受けまして、それらのごみもやっぱり一斉に処分をする必要があるというふうに判断をいたしましたので、今回、この補正予算に計上をさせていただいたというところでございます。

川端委員 あと、私が思うのは、ここの粗大ごみで299万7,960円とか、缶、瓶で149万1,008円と出てきているのが、これも何でこんなのが出てくるのかなというところが、私はちょっと理解できないんですけど。

古橋しあわせ創造部長 この粗大ごみと缶、瓶、上から2行目、3行目でございますが、この部分につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。7月から10月ということで、このごみの処分につきましては、選別と場外搬出の委託につきましては、7月6日付で委託解除をしております。しかしながら、先ほど課長のほうからも説明申し上げましたように、7月以降も住民さんから排出されるごみ、あるいは収集される粗大ごみとか缶、瓶については収集を続けておりまして、その部分について、現在仮置き場のほうに仮置きをしているということでございます。今後ずっとそういう粗大ごみにつきましては、受け入れをしていくということでございますので、それらの来年の3月までの見込み量も含めて粗大ごみで8万5,000キログラム超、缶、瓶で17万7,501キログラムを見込ん

で、処分料として計上させていただいているというところでございます。

川端委員 何とか私も今、理解に努めようと、聞きながら考えているところなんです。

私、まだ、ほかに子ども子育て支援システムでも質問したいんですけども、もしもほかにこのことで関連して質問あるのだったらしていただいたほうがいいかなと思います。

豊国委員 今のこの関連で少しお聞きします。これだけの大量のごみを処分、これからするわけですけれども、今まで契約していた委託業者はなくなったということで、町が適正に処理をすると明記されておるんですけども、町のほうの職員でされるんですか。それかまた新たにこういった委託業者を探して契約をされるのか、それを1点お聞きしたいと思います。

それと、これ、617トンって、莫大な量だと思いますけれども、それはそれ以外に、10月からこうやって小型不燃ごみの回収をされて、当初はかなり量があったと思うんですけど、まだそれからやって2カ月余りですが、私も時々見ますけど、それ以降は本当に電球とか瀬戸物とかいったら量は少なく、ちょろちょろしか置いていないんですけども、毎月する必要はないんじゃないかなと、もう少し様子を見ればいいと思うんですが、半年に1回とか、そのぐらいで十分いけるんじゃないかなと。回収費用は別に要んのやから構へんというようなものかもしれませんが、そういった余分な作業はしなくてもいいと思うんですけども。

それ、どうですか、町は処理するという点について。

出口委員長 今の2点について、回答をお願いします。

古橋しあわせ創造部長 ごみの処分方法でございます。これまで議員、ご指摘のように、町内の業者において、指名競争入札により実施をしていたというところでございます。

しかし、今回の事件を受けて、この処分方法について変更する必要があるなということを考えております。また、今回のこの処分も含めて、今後、中間処理業者のほうに一括して処分をさせる方向で考えたいなというふうに考えております。

特に、今回につきましては、非常にごみが、先ほども申しましたように、ごちゃまぜの状態になっておまして、分別、選別というのがなかなか困難な状況のごみも非常に多うございますので、それらを一括して処分をすることが可能な中間処理業者に委託をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

それともう1つのご質問であります、小型不燃ごみの収集の形態でございます。確かに、議員、おっしゃるように、第1回目の瀬戸物だけちょっと覚えているんですけども、瀬戸物だけで約26トンぐらいの分が出てきたかなというふうに思っています。ただ、回数を

経るごとにごみ下がっていくというの、これも事実でございまして、実態としてそういう状況になっております。これも毎回、毎月決められたごみを収集するという目的でございまして。1つは、ため過ぎるとやはり一気に出てくる。収集についても1回で収集するのが困難な状況になる可能性もございまして、できる限りこういう形で毎月、品目を決めて収集をしていくほうが収集はしやすいかなというふうに考えているところでございます。

豊国委員 今のその件はまだやり出して2カ月余りですので、もう少し様子を見て、再度、検討してもらってもいいと思いますけども。

それと、私、前回の全協のときかな、これに関しての、例の、これで処分できない産業廃棄物的なその処分。町は、それは関係ないよと、知らないよと、産業廃棄物的な、そういうふうな、ポリの波板とか、ブロックとか土砂とか、こういうものは町は関係しないのです。そしたらわかるんです。だから、それを今まであの業者がやっていたわけですね、受け入れして、ある程度。できない、近畿保全サービスという会社が、それが今なくなると。そうすると、なぜ聞くかという、日曜大工的な仕事はよく皆さん、家庭でするわけなんですよね。だから、当然発生するわけですよ、廃材とか、そういうような、波板をしかえたとか、何じゃかんじゃと。今度、どこへ持っていったらいいのかなと。自分で探せというても探しようがないで、町のほうからこういうところがあるよとか、そういうのがわかれば知らす必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

古橋しあわせ創造部長 非常に産業廃棄物、それと一般廃棄物、これは法律上も区分がややこしくなっております。ただ、1つ言えるのは、産業廃棄物というのは事業活動において出てきた廃棄物というふうに、大きくお考えいただいたらいいのかなというふうに思います。

一般の家庭で日曜大工で出てくるごみというのは、産業廃棄物に該当しないということになりますので、そのまま燃える分を分別していただく必要はございますけども、その部分については燃えるごみとして出していただいたら結構でございます。ただし、長い棒とか出てきた場合は、一定の長さに切りそろえてひもでくくっていただくとかいう形で、家庭ごみの排出のところを出していただいたら結構かなと思います。

産業廃棄物というのは、先ほども申しましたように、あくまでも事業活動の一環として出てきたごみということの解釈になりますので、そういう部分については、産業廃棄物として適正に処理をしていただくというふうになりますけども、一般のご家庭から出る部分については、ほとんど一般廃棄物というふうに解釈されると思いますので、埋立処分場のほうで仮置きをしていただけるかなというふうに考えておるところでございます。

出口委員長 今の、ちょっと回答になっていないんじゃないですか。

豊国委員 なかなかきっちり行かんところもあると思うんですけども。というのは、家庭で出て、なかなか処理しにくいようなもの。だから、業者ではないから、そういう専門業者がない。町のほうとしては、いやいや、これはちょっととれないよということであって、じゃあ、もうしゃあないわ、その辺の山や川やらほっといて、不法投棄がふえてくると思うんです。これ、目立ってあるんですよ、やっぱり、処分困っているから。

古橋しあわせ創造部長 わかりやすいかどうかわかりませんが、例で言いますと、例えばタイヤ、家でタイヤ交換をしました。そのタイヤが出てきましたと。これについては、当然、一般廃棄物というふうにはなりませんので、産業廃棄物として適正に処理をしていただく必要がある。

そういう処分をしてくれるところのPRなり、お知らせなりが必要ではないかというご質問やと思うんですけども、その部分につきましては、今後検討させていただいて、産業廃棄物として適正に処理できるようなところを、インターネット、ホームページなりで啓発をしていく必要もあるかなというふうに考えているところでございます。

すみません、ちょっと理解不足で申しわけなかったです。

出口委員長 よろしいですか。

辻下委員、反保委員、今のごみの関連に関して質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原副委員長 ごみのことについてお尋ねをいたします。

監視カメラ設置工事費が計上されているんですけども、これは当然購入した上で設置するところまでの費用ということかなとお見受けするんですが、設置するからには維持管理や映像の保存、またチェックをどのように行うのかと。その後の運用についても費用、また人的な何か対応等が必要になってくることが考えられるんですが、そのあたりについてはどのような計画でしょうか。ということが1点と。

それからもう1点、業者の選定についてはまだ検討中ということで、選定方法は確定していないということでも理解すればいいのか。

2点お願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 監視カメラでございますが、ゲートの手前に1カ所、それから荷台を撮影するために後方部からも1カ所、2カ所のカメラの設置を予定しております。モニターにつきましては、そこに埋立処分場の水処理をしております建屋がございまして、

その中で監視をし、またその画像については録画をしていきまして、2カ月から3カ月ぐらい録画が可能ですので、その録画媒体をずっと保存をして、最低1年ぐらいは保存をしたいという予定であります。

また、その画像については、事務所からうちのほうへ引き揚げて、その中身を再度確認をして、どのような状態に入ったか。また、入退場については、いつ何時にどの車両が入ったという、車両の管理台帳もつけております。また、入退場の許可をする許可証も現在発行して、入退場については厳しく管理をしている状態でございますので、その上に、このカメラでもって、そういう証拠として保存をしたいという趣旨で計上させていただきましたので、維持管理につきましても、同じように当町の当課のほうでも保存をしてみたいと考えております。

それから2点目の、業者の選定方法につきましては、中間処理業者ということで、廃棄物の中には金属類であったり、あるいはガラスくずであったりというようなものも全部含めての処理をできる中間処理業者を選定してまいりたいと考えております。

中原副委員長 業者の選定ですが、随意契約という形をお考えか、入札なのか。そのあたりについても、もし現時点で計画があれば確認しておきたいと思えます。

それから、今お答えいただいた中で、既にチェックについても厳格化して運用されていることが確認されたわけなんですけれども、監視カメラですが、後方からも荷台を確認できるようにするというので、その荷台に布をかぶせて搬入されるというようなことはないのでしょうか。お願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、搬入されてくる車両につきましては、必ず計量をする必要がございますので、一旦、ごみ処理施設の計量の場所において計量をします。その際、布をかぶっているものについては、それを開けて、中の積んでいる荷物を職員のほうで確認しております。ですから、布がかぶったままでそこに入ると、中に何が積んであるのかわからないという状態にはならないようには、現在も同じようなことを行っております。

古橋しあわせ創造部長 入札か随意契約かというご質問でございますが、まず、先ほどから言っております中間処理業者というのが、近隣に数社しかなくて、しかもその中で選別をしていない、ごちゃ混ぜになったごみを一齐処分ができる、いわゆる破碎機とか磁選機、いわゆる磁力によって選別をするという機械を有しているところは非常に限られてまいります。しかしながら、そういうところに委託をするしか、このごみの処分は不可能ではないかなというふうに考えておりますので、そういう技術、あるいは施設設備を持ったその限られ

た業者から処分単価の見積もり等、徴収をして、契約してまいりたいなというふうを考えているところでございます。

中原副委員長 では、業者の選定及び決定については、相見積をとって、随意契約というお考えなんでしょうか。

古橋しあわせ創造部長 相見積というのは非常にややこしい言葉でございますので、あれですが、まず、限られていると、このごみを処分できるところは非常に限られているというところがございまして、そういうところを加味した形で契約をしてまいりたいなというふうに考えております。しかも入札、平たく言うと、入札となりますと、それだけの業者数がまず確保できないというところが1つはございまして、処分が可能なところを探し出して処分をさせたいというふうに考えておりますので、その限られた業者から見積もりを徴収して契約をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

中原副委員長 随意契約という意味なんですか。

出口委員長 遠回りにはそんな感じやな。

中原副委員長 随意契約、わかりました。ありがとうございます。

出口委員長 そういうことで、今の理解でよろしいですか。古橋部長、よろしいですか。

古橋しあわせ創造部長 はい。

中原副委員長 この件については結構です。

出口委員長 ごみ関連に関する質問事項はございませんか。

川端委員 子ども子育て支援システム導入委託料のところで質問させていただきたいと思います。

これは2015年度に本格スタートすると思うんですが、地域によって子育て支援のニーズが異なることから、地方版、子ども子育て会議を設置して、いろんな各地域のニーズを収集して、それを支援していくと、そういうふうに聞いているんですけども、岬町も、この岬町の子ども子育て会議を設置する、もう設置された、ちょっとその辺を教えてください。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 今、委員、言われるように、子ども子育て会議条例は本年6月に条例制定をし、現在、1回目の会議を終わったところでございます。現在は、計画策定に向けて、ニーズ調査を実施したところでございます。実施人数は1,371人の子どもに対してニーズ調査を実施し、12月13日を締め切りとして、回収している段階でございます。この結果を踏まえ、第2回目の子ども子育て会議を実施いたしまして、今後の5年間の計画の策定に取り組んでまいりたいと考えています。

川端委員 そしたら、まだニーズ調査の結果が出てきていないから、岬町はこういうところに、例えば手厚くとか、また新しくこういうことをしていこうというところの具体的なことはまだ出てきていないということなんですね。また、それは来年なんですね。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 現在、回収中で内容が把握できておりませんので、集計結果が年明けの予定でございます。それを踏まえ、計画策定に向けての第2回目の会議を実施したいと考えております。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質問ございませんか。

反保委員 仕組みを教えてほしいんですけど、保育所運営費で、行政区域外保育実施、これ、私、岬町外の方で、学校の先生で、異動ごとにこういうシステムに充当されておられる方を知っているんですけど、こういう仕組みというか、これを許可されるまでの方法というのはどういう方法をとられているんですか。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 広域入所の仕組みでございますが、岬町の保育所の場合、平日は朝7時半から夜は7時まで実施していますが、仕事で朝早くから大阪市内に行くとか、和歌山の遠いところに行くとかで、岬町の保育時間では間に合わない場合は、広域入所という制度を活用していただくものでございます。手続きについては、子育て支援課の窓口にご相談をいただき、希望する市町村に協議させていただいた後に入所決定することになります。

反保委員 それで許可をいただけたら、こういった負担が行政のほうで確実にやっつけられると、そういうことですか。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 入所決定されれば、相手先の保育所に負担金を支払うことになります。

反保委員 その方の負担というのもやっぱりされているんですか。その方、支援されている方、保護者。そこの行政のほうに許可をいただいたご本人さんも負担がこれぐらいあるわけですか。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 その方については、岬町の保育料徴収基準に基づいて保育料はいただきます。

出口委員長 よろしいですか。

ほかにごございませんか。

中原副委員長 健康ふれあいセンターの改修工事についてお尋ねをいたします。

全部で11台あるヒートポンプチャラーについて確認をしますが、今年度については、1台を更新したということによかったですかね。

それから、来年度に向けてということで、今回の補正予算に設計業務委託料が上がっているんですけど、それも1台分ということでいいのか。

それから、3カ年をかけて年次的に更新なりしていくという計画とお聞きしておりますので、最後まで計画、全体像をお示しいただきたいなと思います。

萬谷しあわせ創造部副理事（健康ふれあいセンター所長） まずチャラーの撤去の部分でございますが、本年、まず1期。先ほど歳出の補正予算でご説明させていただきましたけど、25年から27年の3カ年計画で実施予定でございます。

まず1期分の今年度でございますが、給湯一般用チャラー2台、一般空調チャラー3台の併せて5台を撤去しております。また新設に関しましては、給湯専用としまして2台。一般空調用として1台の併せて3台を新設ということでございます。

それと2期工事以降の部分ですが、26年度部分に関しましては、給湯一般冷房用チャラー1台を撤去。給湯専用の新設を1台。一般空調用1台の併せて2台の新設を予定しております。

3期の工事分といたしましては、プール用チャラーの4台を撤去。プール専用チャラー3台の新設を予定しております。

それと改修計画の部分でございますが、今現在、指定管理者のほうと健康ふれあいセンター部分のプール、本体を含んだ修理が必要とする部分を、洗い直しております。予定としましては、あくまでも予定でございますが、今月の20日過ぎをめぐりに一応洗い出す予定でございます。

中原副委員長 今、3カ年の更新計画をお聞きしたところですけども、今、お聞きした数でいますと、11台全てを撤去して、8台を新設すると、数でいうと、そういうことによろしいんでしょうか。効率化されていたり、技術も進歩しておりますから、11台撤去して、11台入れんとあかんという、そういう機械的なことではないと思うんですけど、数が減っていると思うんですが、それについては、全て機能が果たせると考えていいのか。

古橋しあわせ創造部長 まず、チャラーにつきましては、この3カ年で11台あるうち10台を撤去して、8台を新設するという計画になります。残り1台、蓄熱用のチャラーというのは、余り、経年劣化はしていますけれども、能力的にはいけるということで、1台はそのまま。11台のうち10台を撤去して、8台を新設するというものでございまして、台数はその

まま更新するのではなくて、先ほども議員、ご指摘のように、能力が上がっているという部分もございますので、台数は減りますけれども、今の能力は維持できるということで更新を予定するというものでございます。

中原副委員長 大変な費用もかかりますけれども、また計画を遂行していくのは大変なことと思いますが、大切な施設でありますので、着実に更新作業を進めていただきたいと。

それから、さっきおっしゃっておられた、ほかの箇所についての洗い出し、チラー以外の部分の。それについても順調に調査を行っていただいて、必要であれば、いろんな手当てをしていただきたいと、要望を申し上げておきたいと思います。

子ども子育て新システムについて、私もお聞きをしておきたいんですが、先ほどの説明の中で、このシステムの導入をされるということで、保育の必要性の認定ということも、このシステムの中で行っていくという説明があったと思います。このシステムの導入によって、保育の必要性と必要量というものを判定していくということになるわけですが、このことに伴って、私はいろいろな弊害が発生するというふうに考えているんですね。この判定については、保護者の就労を基本にしていくわけでありまして、必要な保育が受けられなくなることが懸念されるということが1つあると私は考えているんです。その必要な保育が受けられなくなるという意味については、古橋部長が首をかしげておられますけれども、判定された必要量を超える保育が必要になった場合、それは自己負担になるわけなんです、保護者の。そういう意味で、費用が新たに発生してくる、経済的な負担がふえるということが考えられる、そういう危険性があるということもありますし、もう1つ、応能負担ということは書かれているんですが、その応能負担の中身について詳しくふれられていない点や、あと軽減の保障については明らかにされていないということもありまして、経済的な理由から必要な保育が受けられなくなるという危険性があると私は懸念しているところなんです。

それからもう1つ、この判定に伴って、短時間と長時間の保育の子どもたちが、1つの施設の中に混在するということが発生することが大いに考えられるわけで、そうなりましたら、ただの一時保育というか、一時預かりにすぎない。本来保育というのは、生活のリズムをそこでつけ、また、成長や発達に応じた保育が系統的に行われるということが必要なわけで、その保証がなくなってしまうというふうに心配しているところなんです。こういった私の心配が実際のものにならないように、ぜひ努力をしていただきたいと思えます。うなずいておられるので、これは聞かないようにします。ぜひ最大限の努力を払って

いただきたいと思います。

それからもう1点、これはちょっとお聞きしておこうかなと思いますけれども、この法改定に関しては、国会の中では非常に重大な問題として議論が紛糾した経過もありますが、児童福祉法の改定ということが行われたわけなんですね。それで、ご承知のところかと思いますが、児童福祉法、旧の児童福祉法では、この保育についての規程については、保育所の保育、市町村による実施義務ということがきちんと規定されていたんです。国会の中では、この市町村における保育の実施義務を取り払うということが最初行われまして、そのことについて、きちんと市町村が実施義務を負うべきだということで、関係者も含めてかなり議論があったり、批判が寄せられたりということがありまして、市町村が実施義務を負うということは残されたんですけども、それとあわせて、新しい児童福祉法の第24条の第2項で、保育所以外の施設における保育については、市町村は保育を確保する措置を講じればそれでいいですということが併記をされているんです。私はこの第2項については問題があると思う立場でありますし、ぜひとも岬町では、もともと旧の児童福祉法に定められている実施保育義務を町として責任を持って行うという精神をぜひ運用について貫いていただきたいと思うんですが、この点については、1点お聞きをしておきたいなと思います。岬町として、保育の、岸本課長大丈夫ですか。市町村が保育にかける子どもについて、保育の実施義務を果たすという、この精神が非常に大事だと思うんですけども。この精神に基づいて、実際の運用を図っていただく努力をぜひ行っていただきたい。このことについて、どのような運用をなさるのか。これは大事なことなので、確認をさせていただきたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

岸本しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 ちょっと勉強不足ですが、今回のこの法改正により、国としては、第一に待機児童の解消ということが大きな目標に掲げられていると思われま。今回のこのシステム導入に基づき、子ども子育て支援法の第19条第1項の1号から3号に規定し、必要性の認定を実施するわけでございますが、詳細については、1号は幼稚園児、2号は3歳から5歳の保育園児、3号ではゼロから2歳の保育園児の保育の必要性の認定を実施するものでございますが、岬町の場合、待機児童は全然ない状況で、今後、大きくその方向性が変わらないのではないかと担当課としては考えております。

中原副委員長 担当課として、大阪府等、また説明会が行われたりしていると思うんですけども、そういったところでも、岬町の実情に応じたこの新システムの実施をしたいということで、必要な発言をされていると私は考えておりますので、先ほど、私が申し上げた、必

要な保育が受けられなくなるような事態ですとか、あと保育の質の低下が起こらないように、努力をいただくように、要望したいと。また、今、申しあげました、市町村による保育の実施義務という、基本的な大切な精神を貫いて運用していただくように、最大限の努力を求めておきたいと思います。

出口委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第76号「平成25年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第76号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第77号「平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

松井しあわせ創造部保険年金課長 それでは、平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)につきまして説明させていただきます。

資料の5ページをご参照ください。

まず、歳入でございますが、10、繰入金、1、他会計繰入金、職員給与費等繰入金、651万円の減額補正でございます。

内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。

続きまして、歳出ですが、1、総務費、1、総務管理費、一般管理費人件費としまして、651万円の減額補正でございます。内訳といたしまして、給料379万3,000円、職員手当等127万2,000円、共済費144万5,000円の、それぞれ減額となっております。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計651万円の減額補正でございます。

出口委員長 ただいまの松井課長の説明に対しまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第77号「平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第77号は本委員会において可決されました。

議案第79号「平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)についてご説明させていただきます。

委員会資料の6ページをご参照ください。

本補正予算につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整と、介護保険事務処理システムの改造を行うもので、歳入、歳出、それぞれの予算から1,117万4,000円の減額を行うものでございます。

まず、歳入についてですが、歳出予算で計上しております、職員給与費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて補正するものです。

初めに、1、保険料、1、介護保険料、現年度分特別徴収保険料2万4,000円。現年度分普通徴収保険料2,000円の増額補正です。

次に、4、国庫支出金、2、国庫補助金、地域支援事業交付金、4万8,000円の増額補正です。

次に、6、府支出金、2、府補助金、地域支援事業交付金、2万4,000円の増額補

正です。

次に、10、繰入金、1、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金、2万4,000円の増額補正です。

次に、職員給与費等繰入金、1,214万7,000円を減額補正するものです。

次に、介護保険事務処理システムの改造に要する費用につきまして、事務費繰入金、85万1,000円を増額補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の7ページをご参照ください。

1、総務費、1、総務管理費、一般管理費人件費、1,214万7,000円の減額補正です。

内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整です。

内訳といたしまして、給料673万1,000円の減額、職員手当等、287万3,000円の減額、共済費、254万3,000円の減額です。

次に、介護保険OA経費、85万1,000円の増額補正です。

内容といたしましては、介護保険事務処理システムの改造に要する費用でございまして、平成26年1月1日から、保険料延滞金の率に変更となったことに伴う、催告書発行システムの更新に要する費用でございます。

次に、4、地域支援事業費、2、包括的支援事業・任意事業費、介護予防ケアマネジメント事業人件費につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整のため、32万8,000円の減額でございます。

内訳といたしましては、給料6万6,000円の減額、職員手当等18万の減額、共済費8万2,000円の減額です。

次に、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業人件費45万円の増額補正です。こちらも人事異動等に伴う人件費の調整でございます。

内訳といたしまして、給料7万円の減額、職員手当等58万5,000円の増額、共済費6万5,000円の減額でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして歳入、歳出予算とも1,117万4,000円の減額補正でございます。

出口委員長 池下課長の説明に対しまして、委員の皆さん、質疑はございませんか。

豊国委員 歳出の7ページの件ですけれども、この補正額の減額になっている内訳なんですが、給

料が、例えば、この下から1番目と3番目ぐらいに表示されている、給料6万6,000円、職員手当18万円、共済費8万2,000円、それで一番下が給料7万円、手当が58万5,000円。そして共済費が6万5,000円と、こういうように明記されているんですけども、給料というのは一般的に表記されているのは、職員に対するのが給料と解釈しているんです。賃金として出てくるのは、臨職か再任用の人かというふうに、私はそういうふうに理解しているんですけども。そこで給料ということになると、この手当というのが給料より非常に多くなってくる。この仕組みがちょっとわからないんですが。役所の場合、何やら手当、何やら手当とって、民間に比べれば非常に多い手当があるわけですけども、それが給料よりも多くなってくるという、その理由がちょっとわからないんですけど。

出口委員長 その説明をお願いできますか。

豊国委員 どうかなと思うんですけど。

出口委員長 どなたが。

池下しあわせ創造部高齢福祉課長 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業人件費の職員手当だけが増額になっているということについての質問でしょうか。

豊国委員 これは、これだけに関してじゃないんですけども、ほかの事業にも出てくると思うんですが、私は給料よりも手当のほうが率として少ないんじゃないかなと思っているんですけど、ここでは給料よりも、いろいろ手当とか、共済費のほうが高いのはなぜか。なぜ、そうなるのかというのをお聞きしているんです。

出口委員長 給料と共済費のギャップですね、その辺の説明を。

豊国委員 職員手当のね。だから、給料があって、それに対して、いろいろ手当というのはついてくる。だから、給料が本給であって、手当というのはもう少し下のほうになってくるように思っているんです。それが手当のほうが大きい金額があらわれてきているから、なぜそういうふうになるのかなということなんです。

白井総務部長兼財政改革部長 人件費の今回の補正予算につきまして、ご質問ありましたとおり、給料及び職員手当等の割合についての説明ですが、この資料の7ページでいきますと、一般管理費の人件費という補正内容で、備考欄を見ただきますと、給料が670万円、職員手当が280万円、共済費が250万円と記入されています。これが本来の割合でございませう。なお、この件の補正理由は、この部門での職員数が純粋に減ったためではないかと考える補正予算の内容でございませう。

ただ、資料下の、例えばケアマネジメント支援事業人件費では、給料が7万円の減、職員手当が反対に58万5,000円ふえていると、これはなぜかということなんですが、この事業に支出する職員の給料の減額、これは職員の2%の独自カットに伴うなどの減額要因が7万円と思われます。次に、職員手当の58万5,000円、これはこの費目に係る職員の、例えば扶養手当のある職員が人事異動によって扶養手当支給されない職員異動になったとか、通勤手当の有無など、こうした諸手当の支給が変動する職員の異動によりまして、増額補正となった結果と考えております。

豊国委員 そしたら給料についてはその2%の分の減額について計上されていると、こういう解釈をすれば良いのですね。

出口委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第79号「平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）」の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第79号は本委員会において可決されました。

議案第81号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第81号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第81号は本委員会において可決されました。

議案第82号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第82号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第82号は本委員会において可決されました。

議案第84号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第84号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第84号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会いたします。

(午前11時36分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年12月10日

岬町議会

委 員 長 出 口 実